

滑川都市計画区域マスタープラン(案)に対する意見の概要と意見に対する県の考え方

1. 住民説明会での意見について 1名の方からいただきました。

番号	発言者	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	1 (P20)	公共交通機関や駅などの交通結節点の利便性向上について、どのように考えているのか。	<p>県全体の方針としては、第1章 P7 の基本理念 ○ 快適で活力あるコンパクトな都市づくりにおいて、「人口減少・少子高齢化の進行を見据え、公共交通を軸とした集約型の都市構造(コンパクト・プラス・ネットワーク)への転換を図る」ことを明記しました。</p> <p>本都市計画区域では、第2章 P20 の2-1)交通施設の都市計画の決定の方針の①基本方針において、「少子高齢化社会においても、地域全体で移動手段を確保できるよう、鉄道・バス・タクシー等の各交通事業者等と連携し、より利用しやすく、持続可能な地域公共交通網の形成を目指す。」ことを明記しました。</p>
2	" (P18)	用途地域を拡大することは、検討しているか。	<p>県全体の方針としては、第1章 P7 の基本理念 ○ 快適で活力あるコンパクトな都市づくりの実現のため、<都市づくりの基本的方向>として「都市機能の適正かつ計画的な集積・再配置の促進」を明記しました。</p> <p>本都市計画区域における用途地域のあり方については、第2章 P18 の1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針の②土地利用の方針において、中心市街地の活性化を図る観点から、b用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針に「滑川駅と中滑川駅周辺において求心性の高い都市拠点を整備する。」ことを明記しました。</p> <p>また、用途地域を拡大することは、優良な農地との健全な調和を図る必要があることから、同ページにおいて、e 優良な農地との健全な調和に関する方針に「無秩序な市街化を抑制し、都市的土地利用と優良農地との調和がとれた都市形成を図る。」ことを明記しました。</p>

(ページ表記は、滑川都市計画区域マスタープラン(案)のページを表しています。)

2. パブリックコメントで提出された意見について 1名の方からいただきました。

番号	該当部	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	区域区分の決定の有無について (P16)	<p>「用途地域内への人口誘導が課題となっていたが、土地区画整理事業等による良好な市街地の形成と定住の促進に取り組んできた結果、用途地域内の人口は近年増加している。」とあるが、古くからの中心市街地人口は、減少しているように感じる。書きぶりを再考してはどうか。</p>	<p>P16の1)区域区分の決定の有無の人口の動向については、H17の国勢調査を基礎データとしてH19に実施した都市計画基礎調査結果とH27の国勢調査結果を比較し記載しました。</p> <p>H17の国勢調査を基礎データとしてH19に実施した都市計画基礎調査結果ではなく、H22の国勢調査結果とH27の国勢調査結果を比較したところ、用途地域内の人口が減少していることを鑑み、表現を修正します。</p>

(ページ表記は、滑川都市計画区域マスタープラン(案)のページを表しています。)